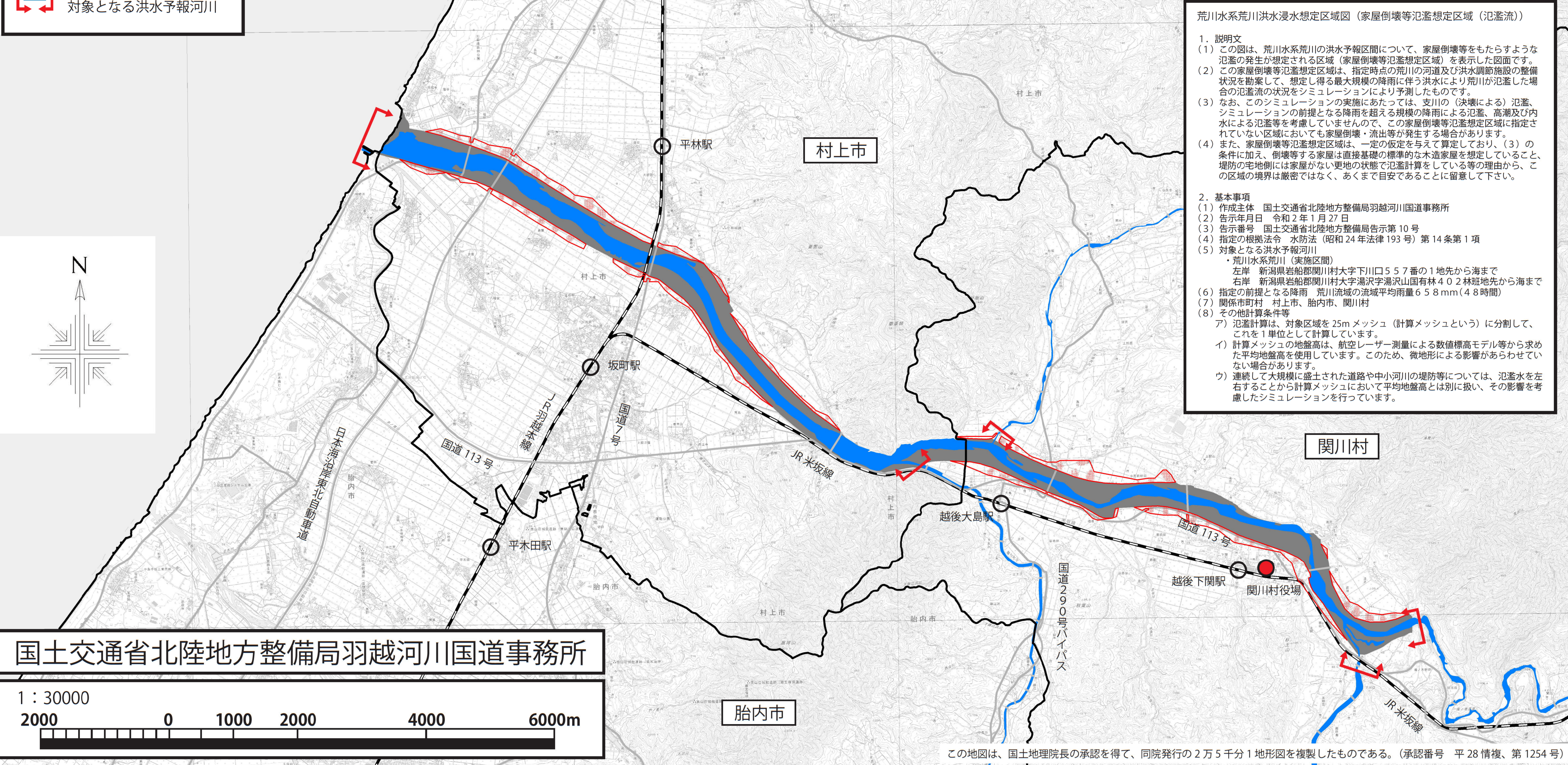
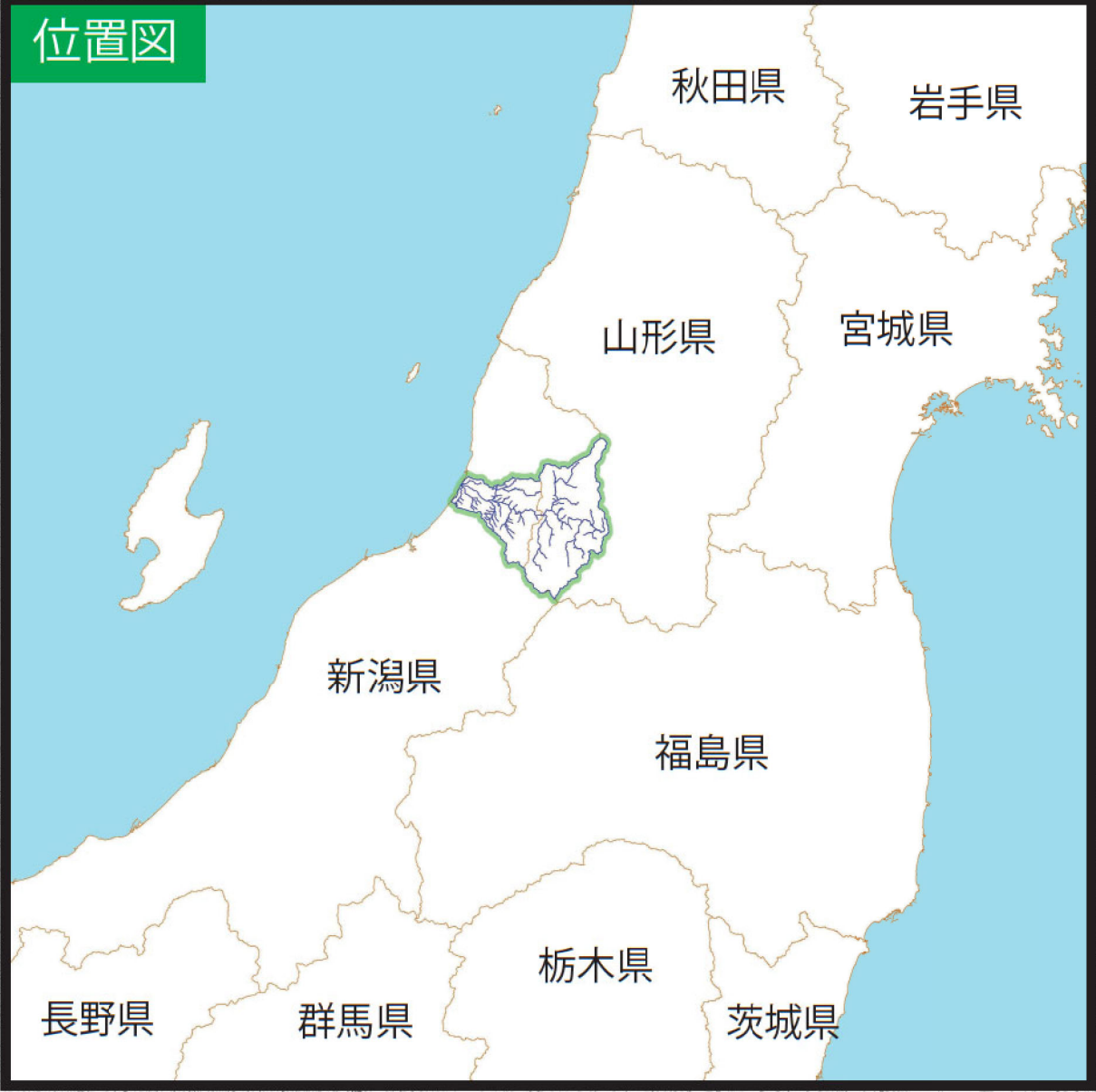


荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町村界
- 主要道路
- 鉄道
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川



荒川水系荒川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

1. 説明文

(1) この図は、荒川水系荒川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定時点の荒川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により荒川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の (決壊による) 氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしている等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項

(1) 作成主体 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所

(2) 告示年月日 令和 2 年 1 月 27 日

(3) 告示番号 国土交通省北陸地方整備局告示第 10 号

(4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和 24 年法律 193 号) 第 14 条第 1 項

(5) 対象となる洪水予報河川

- ・荒川水系荒川 (実施区間)
- 左岸 新潟県岩船郡関川村大字下川口 5 5 7 番の 1 地先から海まで
- 右岸 新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林 4 0 2 林班地先から海まで

(6) 指定の前提となる降雨 荒川流域の流域平均雨量 6 5 8 mm (4 8 時間)

(7) 関係市町村 村上市、胎内市、関川村

(8) その他計算条件等

ア) 氾濫計算は、対象区域を 25m メッシュ (計算メッシュという) に分割して、これを 1 単位として計算しています。

イ) 計算メッシュの地盤高は、航空レーザー測量による数値標高モデル等から求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響があらわされていない場合があります。

ウ) 連続して大規模に盛土された道路や中小河川の堤防等については、氾濫水を左右することから計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。